

今回のテーマ

生命保険を活用した相続対策



生命保険を活用した相続対策といいますと、下記の非課税枠の活用が一般的ですが、今回は二次相続対策について確認したいと思います。一次相続を経ないで二次相続の詳細を立てることは難しいため、ここでは考え方を中心に見ていこうと思います。

$$\text{＜生命保険の非課税枠＞} \\ 500\text{万円} \times \text{法定相続人(相続放棄した人数も含める)} = \text{保険金の非課税限度額}$$

二次相続対策の必要性 ⇒ 一次相続の基本に配偶者の税額控除がありますが、二次相続の場合これが適用になりません。よって一次相続より多額な相続税が予想されます。

シナリオ1

(一次相続発生前)

下記の契約形態で終身保険に加入
契約者=夫 被保険者=妻 保険金受取人=夫

(保険金：一時所得)

(一次相続時)

名義変更により契約形態を変更
契約者=妻 被保険者=妻 保険金受取人=子
(保険金：相続)

(二次相続時)

妻の死亡により受け取った生命保険金を二次相続の納税資金に充当する。

シナリオ2

(一次相続発生前)

夫から子に対し保険料相当額(＋贈与税相当額)のお金の贈与を毎年行い、下記の契約形態で終身保険に加入

契約者=子 被保険者=妻 保険金受取人=子
(保険金：一時所得)

(一次相続時)

上記契約に関しては一次相続の対象外となる

(二次相続時)

妻の死亡により受け取った生命保険金を二次相続の納税資金に充当する

今回は、生命保険を活用した相続対策について紹介いたしました。二次相続対策は一次相続を経ないで対策を立てるので、シミュレーションをするのが難しいのですが、最終的には発生する問題です。

一次相続が発生した後もプランニングを立てられると思っていても被保険者対象者が健康状態の問題でプランニングが出来ない恐れもあります。そのためにも早めの準備が必要です。

具体的なお相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。



担当 斉藤 直哉